



DAIDO METAL GROUP  
Code of Conduct

**行動基準**

## 【目次】

大同メタルグループで働くみなさんへ	1
行動憲章	2
はじめに	3
行動基準	4
<b>1. 健全な企業活動の展開</b>	4
(1) 職務の誠実な遂行	4
(2) 法令等の遵守	4
(3) 知的財産の保護	4
(4) 利益相反の禁止	4
(5) グローバル事業活動	4
<b>2. お客様の信頼に応える製品の提供</b>	5
(1) 期待や要求の把握と反映	5
(2) 安全・安心について	5
(3) 品質向上について	5
<b>3. 適切な情報開示</b>	5
(1) 企業情報の開示	5
(2) 財務情報の信頼性	5
(3) インサイダー取引の禁止	5
<b>4. 人権の尊重</b>	5
(1) 人権の尊重	5
(2) 働きやすい職場環境	5
<b>5. 地球環境の保護</b>	6
<b>6. 社会との共生</b>	6
(1) 社会への貢献	6
(2) 交通ルールの遵守	6
(3) 反社会的勢力に対する姿勢	6
<b>7. 公正かつ適正な取引と調達活動</b>	6
(1) 公正な競争	6
(2) 適正な調達活動	6
(3) 贈答・接待への対応	7
(4) 腐敗防止（公的機関との関係）	7
<b>8. 機密情報の保護</b>	7
(1) 情報管理の徹底	7
(2) 個人情報の保護	7
おわりに	8

## 大同メタルグループで働くみなさんへ

---

今日、社会・経済のグローバル化の進展、気候変動問題への対応など、企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、グローバル企業としての役割や責任などに関する国際社会の企業を見る目も従来にも増して厳しくなっています。また、企業不祥事が続発するなかで、あらためて大同メタルグループとしてコンプライアンス経営による企業倫理の確立とその徹底が求められております。

私は、常々「企業は公器であるという認識に立って社会に対して『誠実な経営』をすべき」ことを発信しておりますが、企業倫理は大同メタルグループで働くみなさん一人ひとりの行動の集積であり、企業倫理を確立するためには組織と個人が進むべき方向を合わせるべく倫理観の指針を明確にすることが必要です。

当社では役職員全員が高い倫理観をもって企業活動を行っていくうえでの指針として「行動憲章」を制定しています。その行動憲章の精神を踏まえ、みなさんに守っていただきたいものとして、法令や規則を遵守するうえで行ってはならないことや、たとえ違法でなかったとしても倫理的な観点からしてはならないことを、よりわかりやすく具体的に、この「行動基準」に示してあります。

この行動憲章・行動基準を熟読していただき、日頃の業務や行動を振り返ってみてください。また、企業倫理について職場で話し合ってみてください。

私を含め、みなさん一人ひとりが高い倫理観をもってこの行動憲章・行動基準を守り、当社の企業価値を高め、当社がさらに成長、発展していけるよう、実践してまいりましょう。

大同メタル工業株式会社  
代表取締役会長 兼 CEO  
判治 誠吾

# 行動憲章

2024年4月 改訂

## 1. 健全な企業活動の展開

大同メタルグループ（大同メタル工業株式会社および関係会社）は、国際・地域ルール、法令および社内規程を遵守し、健全で公正な企業活動を実践し、お客様、株主様、従業員、お取引先様、地域社会等のステークホルダーから信頼される企業となるよう努めます。

## 2. お客様の信頼に応える製品の提供

大同メタルグループは、社会的に有用で安全な製品を開発・提供し、お客様の満足と信頼を獲得します。

## 3. 適切な情報開示

大同メタルグループは、株主様はもとより、広くステークホルダーの皆様とコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公平に開示します。また、適正な財務処理に基づく信頼性のある財務報告を実施します。

## 4. 人権の尊重

大同メタルグループは、「大同メタルグループ人権方針」に基づき、事業活動に影響を受けるすべてのステークホルダーの皆様の人権を守り、改善を続け、人権尊重の取り組みを進めます。また、安全で働きやすい職場環境の確保に努めます。

## 5. 地球環境の保護

大同メタルグループは、気候変動問題をはじめとする人類共通の財産である地球環境の保護を最重要課題として、信念と技術をもって積極的に取り組みます。

## 6. 社会との共生

大同メタルグループは、「良き企業市民」としての責任を果たし、積極的に社会に参画するとともに、社会貢献活動を推進します。

## 7. 公正かつ適正な取引と調達活動

大同メタルグループは、サプライチェーン全体の共存共栄を図るため、公正かつ適正な取引と責任ある調達活動を推進します。

## 8. 機密情報の保護

大同メタルグループは、適正な事業運営を行うために、会社が有する個人情報、お客様情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。

# はじめに

## 1. 行動基準とは

「行動基準」とは、「行動憲章」を踏まえ、大同メタルグループで働くみなさんが個人として社内規程や法令等を遵守していくうえでの具体的なガイドラインとして作成したものです。判断に迷った時のよりどころとしてわかりやすく記載してありますので、日々の行動に有効に活用してください。

なお、この基準はすべての事例についてカバーしている訳ではありませんが、その根底にあるものは、「社会的な良識に従って健全な行動をしよう」ということです。

まずは、公平な第三者の目を想定して自分の行動が社会的な良識に沿ったものであるかを、以下の一般的な道德観をもとに自分の良心で判断するようにしてください。

- ① 「これくらいのこと大したことない」、「見つからないようにやればいい」などと考えていないだろうか
- ② 「会社のために…」を大義名分にして正しくない行為を正当化していないだろうか
- ③ 法令、就業規則や社内規程に触れないだろうか
- ④ SNSなどで拡散されたら、会社や家族に説明できるだろうか

その上で、個々の事例で判断に迷うことがありましたら、上司やその関係者に相談をして確かめてみてください。

この「行動基準」を理解し、社会の良識に従って健全な行動をし、各自の職務に適用される社内規程等を十分に認識理解して業務を遂行してください。

## 2. 適用範囲

「行動憲章」、「行動基準」は、大同メタルグループで働くすべてのひとに適用します。

ここでいう「大同メタルグループ」とは大同メタル工業株式会社および関係会社を指し、「私たち」とは大同メタルグループで働くすべてのひとを指します。

## 3. 経営トップの責務

経営トップは、「行動憲章」の実現のため、具体的な「行動基準」を策定し、大同メタルグループへの整備を図るとともに、役員はもとより全従業員へ周知徹底を図ります。

経営トップは、「行動憲章」の精神に反するような事態が発生した時は自らの責任において問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努め、自らを含めて厳正な処分を行います。

## 4. 管理監督者の役割

管理監督者は、コンプライアンス経営の実践において非常に重要な役割を担っています。まずは、リーダーとして自ら実践し模範を示さなければなりません。また、上司として相談を受けた場合、まずは部下の話を真摯に受け止め、行動基準や社内規程等に沿って正しく判断し、問題があった場合は指導をするとともに、重要な内容は、速やかに上司および関係部門に報告を行います。

# 行動基準

2024年4月 改訂

## 1. 健全な企業活動の展開

### (1) 職務の誠実な遂行

- ・ 私たちは、自らの職位・職務権限を踏まえ、これらを適正に行使するとともに、自己の職務を誠実に遂行し、職務に対し自己研さんに努め、能力アップを図ります。
- ・ 私たちは、会社の資産（設備・備品・資金・情報・知的財産・ソフトウェア等）を紛失・盗難・損傷から守るため適切に管理するとともに、職務とは関係のない目的で使用したり、無断で持ち帰ったりしません。
- ・ 私たちは、公私のけじめをきちんとつけ、社内の秩序や風紀の維持・向上に努めます。
- ・ 私たちは、大同メタルグループの名誉、信用、ブランド、利益を損なうようなことは、公私ともに行いません。
- ・ 私たちは、お互いに協力しあい、業務の効率化に努めるとともに、個人と全体の能力の向上に努めます。



### (2) 法令等の遵守

- ・ 私たちは、法に反する行動をしないことはもちろん、社会的な常識・マナーに従って行動し、社会から非難を受けたり、他人に迷惑をかけたりしないよう注意を払います。
- ・ 私たちは、会社の就業規則や社内規程、会社方針や業務上の指示・命令を正しく理解して遵守します。

### (3) 知的財産の保護

- ・ 私たちは、会社の知的財産権を速やかに確保・維持・活用することを推進し、会社の重要な資産である知的財産権が模倣や不正利用などにより、第三者から侵害されないよう、適正な管理に取り組みます。
- ・ 私たちは、他人、他社の知的財産（特許、著作物、ソフトウェア等）を無断で使用しません。

### (4) 利益相反の禁止

- ・ 私たちは、個人や第三者の利益を図るため、会社と競業する事業に関わったり、会社の利益に反する行為は行いません。

### (5) グローバル事業活動

- ・ 私たちは、自分の国の法令だけでなく、現地国および現地国間の法令についても十分な知識を習得するよう努めます。また、合併契約・技術提携契約・役務契約等の基本契約のポイントを把握し、これら基本ルールの遵守に努めます。
- ・ 私たちは、グローバル事業においては、現地の慣習・文化・価値観を尊重することはもちろんのこと、国民や住民の感情、宗教上の行事等にも十分配慮し事業活動を推進します。

## 2. お客様の信頼に応える製品の提供

### (1) 期待や要求の把握と反映

- ・私たちは、一人ひとりが常に市場の声に耳を傾け、お客様のニーズに敏感に反応するという心構えを持ちます。
- ・私たちは、お客様等からの苦情、問い合わせ等には丁寧、誠実に対応します。

### (2) 安全・安心について

- ・私たちは、社会に貢献できる安全・安心な製品の開発、設計、生産、販売をします。

### (3) 品質向上について

- ・私たちは、生産にあたって作業標準を遵守し、品質基準を守った生産を行います。
- ・私たちは、不良率の低減やクレームの撲滅に努め、製品の異常を発見した時は、迅速に処置を施すとともに、異常の原因を突き止め、問題解決の徹底を図ります。

## 3. 適切な情報開示

### (1) 企業情報の開示

- ・私たちは、株主様をはじめ、広くステークホルダーの皆様と対話の場を設け、積極的にコミュニケーションを図り、企業活動の透明性を高め、説明責任を果たします。
- ・私たちは、重要な経営・財務情報、社会・環境などのサステナビリティ情報およびコーポレートガバナンスに関する情報について積極的かつ公平に開示します。

### (2) 財務情報の信頼性

- ・私たちは、財務報告の信頼性確保のため、法令や社内規程等を遵守し、各職場での会計処理・棚卸処理等を適正に行い正確に報告します。不正な会計処理を行いません。

### (3) インサイダー取引の禁止

- ・私たちは、株式の売買等に関し、いわゆるインサイダー取引を行いません。
- ・大同メタル工業の株式の売買の際は事前に届出し承認を得てから行います。

## 4. 人権の尊重

### (1) 人権の尊重

- ・私たちは、「大同メタルグループ人権方針」に基づき、人権尊重の取り組みを推進します。
- ・私たちは、多様性を尊重し、国籍、人種、民族、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、社会的身分、身体的特徴、心身における障がいの有無、政治上の意見等による一切の差別を行いません。
- ・私たちは、いかなる種類の児童労働、強制労働、人身売買も認めません

### (2) 働きやすい職場環境

- ・私たちは、お互いの安全と健康を確保するため労働安全水準の向上を常に心がけ、整理、整頓、清潔、清掃、躰(5S)や作業手順の遵守等、労働災害のない快適で健康な職場となるよう努めます。
- ・私たちは、ハラスメント、中傷等による人権を侵害するような行為を行いません。
- ・私たちは、社会的良識と高い倫理観、他人を思いやる気持ちを持ち、職場の環境や人間関係をより良いものとするよう努めます。

## 5. 地球環境の保護

- ・私たちは、安全や環境に配慮した製品のみならず地球環境の保護に貢献する製品の開発、設計に取り組むとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭への対策等により、生物多様性や環境の保全に努めます。また、省資源・省エネルギー活動に努めるとともに、積極的な再生可能エネルギーの導入を行い2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、段階的にCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組めます。
- ・私たちは、「もったいない」、「3R (Reduce リデュース:ごみの発生抑制、Reuse リユース:再使用、Recycle リサイクル:ごみの再生利用)」を意識し、不要なものは購入しない、使用可能なものは繰り返し使う、分別廃棄を進める等、廃棄物削減を心がけます。



## 6. 社会との共生

### (1) 社会への貢献

- ・私たちは、事業活動において、持続可能な社会の実現のため、事業を通じて社会課題の解決に貢献します。
- ・私たちは、事業活動を行っている地域社会に対しても、企業市民の一員であることを自覚し、その役割を果たすべく適時適切に必要な支援や貢献活動を行います。

### (2) 交通ルールの遵守

- ・私たちは、交通安全運動に積極的に参加するとともに、交通ルールとマナーを遵守し安全運転を心がけます。



### (3) 反社会的勢力に対する姿勢

- ・私たちは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れがあるあらゆる個人・団体（反社会的勢力）との関わりを一切持ちません。
- ・私たちは、反社会的勢力からの不当な要求、悪質商法等に対しては毅然とした態度で断ります。

## 7. 公正かつ適正な取引と調達活動

### (1) 公正な競争

- ・私たちは、各国の競争法を遵守し、競合他社と市場の自由競争を阻害するような販売価格やシェアの取り決め（協定）は行いません。
- ・私たちは、お客様、お取引先様等と適法な契約を取り交わし、それを遵守します。

### (2) 適正な調達活動

- ・私たちは、お取引先様との取引において誠意をもって公正で透明性の高い取引を行います。
- ・私たちは、お取引先様の法令遵守、倫理、品質安全性、人権、労働、安全衛生、環境保全、情報セキュリティ等にも関心を持ち、適切な取り組みが行われるように努めます。

- ・私たちは、お取引先様に、優越的地位を利用し特定の条件や不利益を強いるような行為や、不当な取り扱い、特定業者の排除を試みるようなことはしません。
- ・私たちは、地域紛争や人権侵害、環境破壊といった地域社会に及ぼす悪影響に配慮した調達活動を行い、その恐れが懸念される場合は調達先の変更等の回避に努めます。

### (3) 贈答・接待への対応

- ・私たちは、社会的通念を超える贈答・接待を受ける、要求をするなどの行為や、職務を利用して、個人的な便宜を図る行為を行いません。
- ・私たちは、接待をする、あるいは接待を受けるときは、上司が同席するかまたは許可を得て対応します。

### (4) 腐敗防止（公的機関との関係）

- ・私たちは、公務員への贈賄行為またはその誤解を受けるような行為を行いません。
- ・私たちは、国の内外を問わず利害関係のある公務員・公務員に準ずる人物等への贈答・接待を一切行いません。

## 8. 機密情報の保護

### (1) 情報管理の徹底

- ・私たちは、会社の機密情報（開発、技術、経営、お客様およびお取引先様の情報、品質データ、その他内部情報）について、紛失・改ざん・漏えいが起こらないよう適切に管理します。
- ・私たちは、会社の情報システム（インターネット、メール等）を私用目的で使用せず、不用意なやりとりを行いません。職務を通じて得た機密情報は退職後であっても他社を含む第三者に開示しません。
- ・私たちは、盗聴・贈賄等の不正な手段で、競合他社、研究開発に携わる人、退職者等から情報を収集しません。

### (2) 個人情報の保護

- ・私たちは、各国の法令に従い、個人情報を適切に保護し、外部への流出が無いよう管理体制の整備を行います。



## おわりに

### 1. 違反した場合の処罰について

就業規則には懲戒の規定が定められており、従業員による行動基準違反が就業規則の規定の各条に該当する場合、従業員はもちろん、その上司も懲戒の対象となることがあります。また、従業員の悪意や重大な過失により、会社に経済的損害が発生した場合には、損害賠償請求の対象になることもあります。

役員が行動基準違反となるような言動を行った場合も、その職責の重要性に鑑み、会社法等の法令に照らして厳格に処分されます。

### 2. 報告相談制度

「行動基準」に違反した場合、または違反の恐れがあることを知った場合には、直ちに各社で定められた内部通報・報告相談窓口へ報告してください。役員・従業員において、「見て見ぬふり」をする行為は許されません。何らかの違反またはその恐れを知った場合、内部通報・報告相談窓口へ報告することは役員・従業員の責任でもあります。

内部通報・報告相談窓口への連絡は、原則として相談者の氏名を明らかにして電話、Eメール、手紙等で行ってください。（氏名を明らかにしたくないときは匿名による連絡も可能です）違反行為を報告した場合でも秘密は厳守されますし、報告したことで不利益な取り扱いを受けることもありません。また、会社は、報告したことへの報復行為を容認しません。

### 3. 制定、改廃

「行動憲章」、「行動基準」の制定・改廃等の策定は、企業行動倫理委員会が行い、取締役会がこれを決議します。